

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	前橋 正則
登録番号又は法人番号	88090735
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	行政書士 前橋 正則 事務所
事務所所在地	横浜市中区末吉町3丁目61番地 伊勢佐木町レインボーマンション310号
処分年月日	令和2年7月22日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、4店舗の社交飲食店に係る風俗営業の許可申請手続きにおいて、各店舗の営業が、4店舗の業務全体を統括する法人の代表者（以下「A」という。）によって行われることを知りながら、Aほか4名から依頼を受け、Aとは異なる4名の名義で許可申請を行い、Aによる無許可営業を容易にしてこれを幫助したとして、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反幫助」の罪で、令和元年8月21日に横浜簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、行政書士法第10条及び第13条に抵触し、行政書士倫理第9条及び第14条に反するものであり、神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号及び第2号並びに神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第3号に該当するため、同会則第15条第1項第3号の規定に基づき「廃業の勧告」処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条</p> <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>行政書士倫理第9条</p> <p>行政書士は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。</p> <p>行政書士倫理第14条</p> <p>行政書士は、依頼の趣旨が、目的、内容又は方法において不正の疑いがある場合には、事件の受任を拒否しなければならない。</p> <p>神奈川県行政書士会会則第14条</p> <p>会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員に対し必要な処分をすることができる。</p> <p>(1) 法令若しくは知事の処分に違反したとき又は本会の会則若しくは規則に違反したとき。</p> <p>(2) 行政書士にふさわしくない重大な非行があり、本会の名誉を著しく傷つけたとき。</p>

神奈川県行政書士会会則第15条

個人会員の処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 2年以内の会員の権利の停止
- (3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）

神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第3号

4 個人会員が次の各号の一つに該当するときまたは、前項各号に該当する行為で特に悪質なものについては、会則第15条第1項第3号の廃業勧告処分を行う。

- (3) 刑罰法規に違反するなどの反社会的行為をなして逮捕・起訴され、または知事の業務停止以上の懲戒処分を受け、行政書士の信用または品位を著しく害したとき。